

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2022年度)

住 所 千葉県印西市船尾1377

事業者名 ちばレインボーバス株式会社
代表者名 代表取締役社長 檜山 雅紀

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

- (① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
64両	・ノンステップバスを4両導入する。(2022年度)	5両(代替)

- (② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検	導入した移動円滑化車両について、引き続き同等の機能を維持する為、定期的な点検等、必要な措置を講ずる。	定期点検等において、移動円滑化機能の維持を確認。

- (③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お客様用外マイク	・高齢者にもわかりやすいようお客様用外マイク設置場所に文字だけではなく、絵の付いた外マイク案内表示の設置を進めていく。(2022年度)	2022年度までに32両設置

- (④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先表示器	・車内行先表示器のフルカラー化を進め見やすくする。2022年度末時点のフルカラー表示器装着率は42%にとどまっている。こうした現状を踏まえ車両の更新と併せて装着率を向上すべく努めて行く。	2022年度までに27両装着

- (⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	・新人乗務員を対象とした高齢者、障害者等の乗降支援に関する教育を実施する。(通年)	全ての新人乗務員に実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客への啓蒙活動	優先席の譲り合い等について、ポスター、シールによる旅客への啓蒙活動の実施	引き続き全ての車両にこれらを掲載中

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

定期販売業務に関する業務委託契約先と定期連絡を実施し、窓口に寄せられたお客様の声を反映する体制づくりを行う。

- (3) 報告書の公表方法

当社HPにて公表

- (4) その他

・今後の新型コロナ感染症影響の動向により、計画通り進まないことも考えられますのでご了承ください。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数			
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		基準適用除外認定車両数	その他の車両数		
	計			計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたものの	うちリフトを備えたものの
前年度車両数	61	59	41	18	0		2	2	0
年度内に供用を開始した車両数	10	10	5	5	0		0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	7	6	4	2	0		1	1	0
年度末車両数	64	63	42	21	0	0	0	1	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に付し50%以上出資している中小企業者である。	<input type="radio"/>

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。